

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務局総務部 文書課】	3
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文 書課】	4
◇ 告 示	
○ 港湾法の規定による公募占用計画の変更の認定【港湾空港局エネルギ ー産業拠点化推進室エネルギー産業拠点化推進課】	5
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【産業経済局中央卸売市場】	8
○ 北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認 可に係る図書の写真の縦覧【上下水道局下水道部下水道計画課】	9
○ 北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認 可の告示【上下水道局下水道部下水道計画課】	10

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、同法に規定する医薬品等の輸入業者等への立入検査等の権限を保健所長に委任することにしました。

この規則は、令和2年9月1日から施行することにしました。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 6 1 号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成 3 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 項中「及び第 4 項の規定による」を「、第 4 項及び第 5 項に規定する」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

北九州市訓令第 13 号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 8 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和 43 年北九州市訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 8 の表の保健所担当部長の項第 3 2 号中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同項第 4 4 号中「第 1 4 条第 9 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改め、同項第 5 1 号中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

付 則

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の 8 の表の保健所担当部長の項第 3 2 号の改正規定は、令和 2 年 8 月 31 日から施行する

。

北九州市告示第345号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の7第2項の規定により公募
占用計画の変更の認定をしたので、同条第3項において準用する同法第37条
の6第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更の認定をした日

令和2年8月28日

2 認定の有効期間

平成29年3月3日から令和19年3月2日まで

3 指定した港湾区域内水域等の区域

次の各地点のうち①-1の地点から①-5の地点までを順次に結んだ線及
び①-1の地点と①-5の地点を結んだ線により囲まれた区域、②-1の地
点から②-16の地点までを順次に結んだ線及び②-1の地点と②-16の
地点を結んだ線により囲まれた区域、③-1の地点から③-6の地点までを
順次に結んだ線及び③-1の地点と③-6を結んだ線により囲まれた区域（
藍島漁港区域（寄の浦西側突堤基部を中心として半径2,000メートルの
範囲）及び白洲灯台周辺の岩礁から離隔距離300メートルの範囲を除く。
）並びに④-1の地点から④-4の地点までを順次に結んだ線及び④-1の
地点と④-4の地点を結んだ線により囲まれた区域（別図のとおり）

①-1の地点 北緯33度59分45秒東経130度41分54秒

①-2の地点 北緯33度58分15秒東経130度41分57秒

①-3の地点 北緯33度58分12秒東経130度45分52秒

①-4の地点 北緯33度58分33秒東経130度45分50秒

①-5の地点 北緯33度59分45秒東経130度44分03秒

②-1の地点 北緯33度57分15秒東経130度42分00秒

②-2の地点 北緯33度56分35秒東経130度42分01秒

②-3の地点 北緯33度56分36秒東経130度43分44秒

②-4の地点 北緯33度56分32秒東経130度43分56秒

②-5の地点 北緯33度56分32秒東経130度44分59秒

②-6の地点 北緯33度56分52秒東経130度44分59秒

②-7の地点 北緯33度56分55秒東経130度45分20秒

②-8の地点 北緯33度56分59秒東経130度45分20秒

②-9の地点 北緯33度57分03秒東経130度45分26秒

②-10の地点 北緯33度57分14秒東経130度45分26秒

- ②－11の地点 北緯33度57分24秒東経130度45分48秒
- ②－12の地点 北緯33度57分23秒東経130度44分49秒
- ②－13の地点 北緯33度57分17秒東経130度44分49秒
- ②－14の地点 北緯33度57分17秒東経130度44分39秒
- ②－15の地点 北緯33度57分23秒東経130度44分39秒
- ②－16の地点 北緯33度57分21秒東経130度43分17秒
- ③－1の地点 北緯34度00分16秒東経130度46分31秒
- ③－2の地点 北緯33度58分42秒東経130度46分38秒
- ③－3の地点 北緯33度58分10秒東経130度48分29秒
- ③－4の地点 北緯33度58分09秒東経130度49分19秒
- ③－5の地点 北緯33度58分49秒東経130度48分23秒
- ③－6の地点 北緯33度59分34秒東経130度47分24秒
- ④－1の地点 北緯33度57分25秒東経130度46分43秒
- ④－2の地点 北緯33度57分19秒東経130度47分10秒
- ④－3の地点 北緯33度57分19秒東経130度49分02秒
- ④－4の地点 北緯33度57分26秒東経130度49分19秒

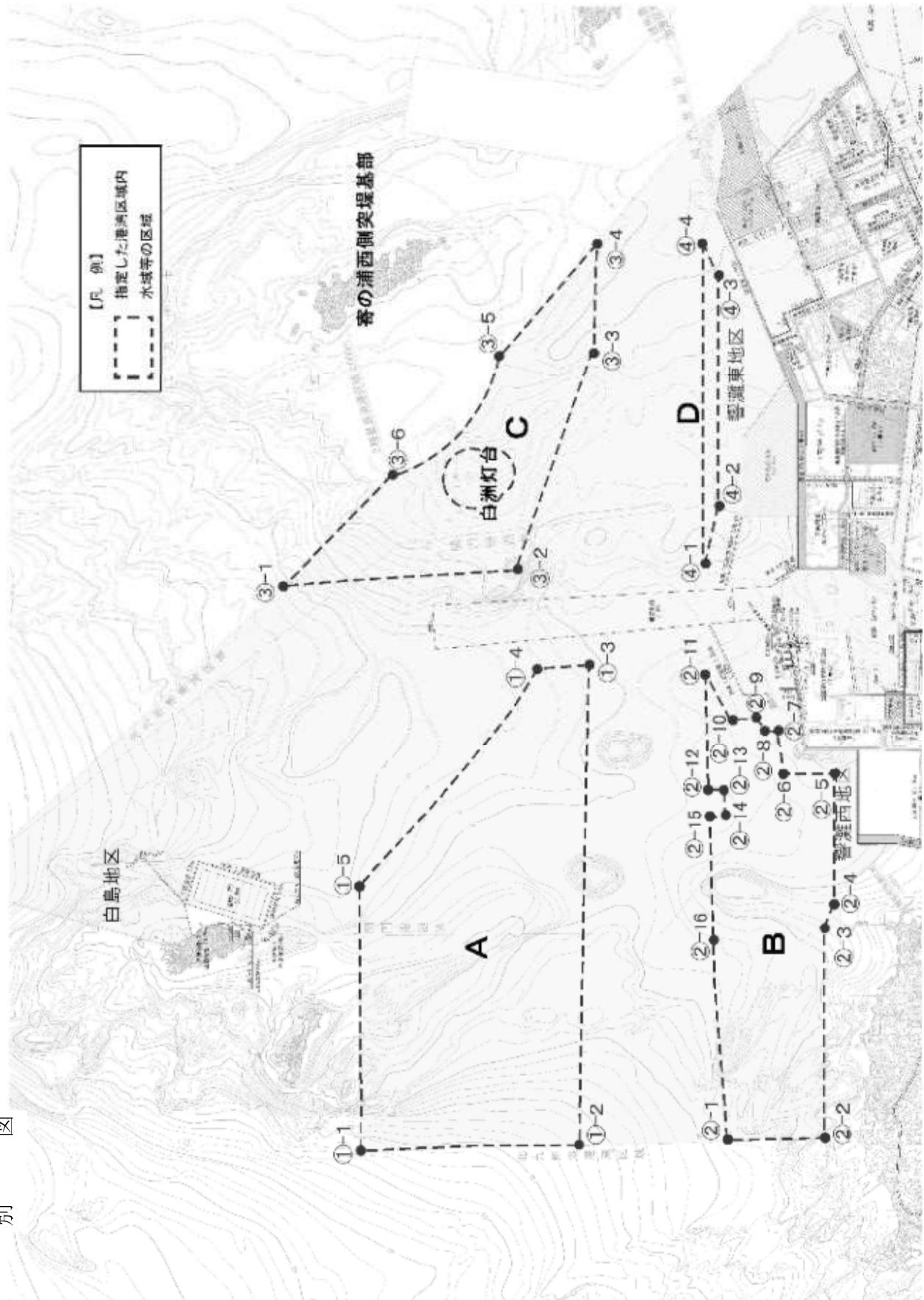
4 占用の期間

令和3年4月1日から令和19年3月2日まで

5 変更の内容

コンソーシアム構成員の変更等

別 図



北九州市公告第 6 1 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 8 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局中央卸売市場
北九州市小倉北区西港町 9 4 番地の 9
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 7 月 2 8 日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
- 5 落札金額
8, 2 4 3 万 3, 3 4 4 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 2 年 6 月 1 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 6 1 4 号

福岡県知事から北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、これを北九州市上下水道局下水道部下水道計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第 6 1 5 号

北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可の告示（令和 2 年福岡県告示第 6 5 9 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 8 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
下水道事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
北九州公共下水道	北九州市小倉南区長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、津田一丁目、津田南町、長野東町及び大字長野の一部

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
北九州市上下水道局下水道部下水道計画課
なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を北九州市上下水道局下水道部下水道計画課において縦覧に供している。